

教育委員会会議の概要（3月定例会）

◆ 日 時 平成27年3月27日（金曜日）午後2時

◆ 場 所 東二番丁仮庁舎 教育局第一会議室

◆ 出席委員 委員長 永広 昌之
委員長職務代理者 宮腰 英一
委員 草刈 美香子
委員 今野 克二
委員 齋藤 道子
委員（教育長） 上田 昌孝

◆ 会議の概要

1 開 会 午後2時

2 1月定例会・2月定例会 会議録承認

3 会議録署名委員の指名

4 報 告 事 項

（1） 仙台市適応指導教室「杜のひろば・八木山」の開設について

（教育相談課長 報告）

資料に基づき報告

[主な質疑]

委 員 員 現在は定員を上回る児童生徒が通級しているということだが、杜のひろば・八木山が開設されることにより、どのような状況になるのか。

教育相談課長 平成24年度と平成25年度は200名を超えていたが、平成26年度は200名弱の状況である。杜のひろば・八木山を開設することによって、概ね対応できるようになる。

委 員 長 通級できない児童生徒がいた時期はあったのか。

教育相談課長 何とかやりくりして、利用できない児童生徒が出ないようにしていた。

委 員 員 1対1の個別対応をする時は、相談室を使うことになるのか。

教育相談課長 相談室を使う場合もあるし、空いている活動室を使う場合もある。状況に合わせて対応することになる。

委 員 員 個別対応が必要な子どもというのは、ほかの子どもたちと顔を合わせたくないという気持ちもあるのではないかと思った。その場合、活動室など大きな部屋には、ほかの子どもたちもいるので、確認させていただいた。

教育相談課長 訪問対応ということで児童生徒の自宅を訪問することもあるので、そうしたこととあわせて対応している。

委 員 員 平均的に見ると、どのぐらいの期間で学校に復帰できるのか。

教育相談課長 子どもによって変わるが、平均すると短くても半年ぐらいはかかる。

委 員 員 相談員が5名ということだが、相談にあたる方は教員免許等の資格を持っているのか。

教育相談課長 それぞれの杜のひろばには、チーフ相談員と通常の相談員がいて、チーフ相談員

には元教員の方を再任用して配置している。通常の相談員は、特に資格要件は設けていないが、主に教員志望の方や教育分野に関心がある方を採用している。

委員 教育相談課長 相談員は、小学生担当、中学生担当と校種ごとに区分せずに、担当しているのか。児童生徒一人一人の担当は決めるが、担当任せにするのではなく、チームで対応している。

委員 教育相談課長 相談員は、学校との情報交換や児童生徒の状況を学校に報告するなどの役割も担っているのか。

委員 教育相談課長 相談員から、学校に文書で月に1回報告書を提出している。そのほか、電話でのやりとりや、学級担任に来所していただき、情報交換会なども行っている。

委員 教育相談課長 そうした業務に加え、家庭との連携も図りながら相談業務にあたっているということか。

委員 教育相談課長 そのとおりである。

(2) 平成26年度仙台市学力向上に関する調査・実践報告書について

(学びの連携推進室長 報告)

資料に基づき報告

委員 長 報告事項(2)の資料15ページの正答数の分布状況のグラフについて、人数比率により25%刻みで、A層、B層、C層、D層と4つの階層分けをしている。ぴったり25%に分けられないというのは理解できるが、例えば小学校国語AのA層は正答数13問以上になっていて、B層は正答数12問以上になっている。明らかに25%刻みにはなっておらず、A層とB層の境界は14問以上のところになければならないのではないかと。ほかの教科も同様であり、このグラフは間違っているのではないかと思うが、どのようになっているのか。

学びの連携推進室長 ぴったり25%にはなっていないが、問題数が限られているということ、回答数が設問によって違うということもあり、25%に近いところで区切り、上位の層に切り上げている。

小学校国語Aの設問数は15問であり、正答数13問以上の児童まで含めると25%を超えるが、13問以上正答した児童全員をA層にしている。

委員 長 しかしながら、B層とC層との関係で言えば、C層の一番上の層がB層に繰り上げられてはいない。すべての教科でB層が少なくなっているように見受けられる。

学びの連携推進室長 25%ぴったりになるのが望ましいが、文部科学省の層の分け方がそのような分け方になっている。

委員 長 報告事項(2)の資料76ページ以降の仙台市標準学力検査の分析においては、目標値のプラスマイナス5ポイントを中位層とし、それより上位か下位かで層分けをしており、全国学力・学習状況調査の層の分け方と違う。

学びの連携推進室長 仙台市標準学力検査については、目標値を超えるということを目指しているので、目標値プラスマイナス5ポイントで層分けをしている。全国学力・学習状況調査と仙台市標準学力検査の層の分け方の整合性を図ることができるかどうか今後検討していきたい。

委員 長 仙台市の方針としては、下位層をどれだけ減らすかというところに主眼があるので、そうした目的が分かりやすい区分になっているほうがよい。

委員 報告事項(2)の資料38ページ以降の学校質問紙調査について、選択肢については学校質問紙補足資料を参照してくださいとのことであるが、その補足資料はどこに記載しているのか。

学びの連携推進室長 補足資料については、報告事項(2)の資料44ページに設問1から設問13までの選択肢を掲載している。そのほかの設問の選択肢は報告書には掲載していない

ので、あらためてお知らせしたい。

委員 報告事項(2)の資料22ページの小学生に対する設問として、「友達関係などの悩みは誰に相談しますか」、「授業でわからないことがあったらどうするか」というものがある。その設問に対して、「友達」という回答が多い。同じ資料の26ページに中学生に対しても同じ質問があり、こちらも同じような結果になっている。こうした設問に対して、「先生」という回答が多くなると思う。夢を持たせてくれる先生、子どもたちが話しやすい先生になっていただきたい。

また、同じ資料313ページの「自分には、良いところがあると思う。」、「難しいことでも、失敗をおそれないでチャレンジしている。」という設問に対して、学年が上がるにつれて「当てはまる」という回答がだんだん減っている。私自身も年齢を重ねるごとにそういう傾向があったので、仕方がないことだが、自分の良いところがあると思う気持ち、チャレンジする気持ちを少しでも持続させながら大人になってほしい。おそらく先生方は一生懸命子どもたち一人一人を見て、良いところや頑張っている姿を褒めていると思うが、時間が足りないことが多い。そのあたりは地域の方が「頑張っているね」「よくできたね」と言葉がかけられるよう、学校、家庭、地域が一体になれるようになればいいと思う。

委員長 この報告書については中間報告等でも議論している。本日この報告書すべてに目を通して議論することは難しいので、その都度ご意見をいただきたい。

最後に、報告事項(2)の資料27ページ以降の棒グラフの表現について、カラーで4つの階層に分けている。これはこれでも見やすいが、凡例がものすごく見づらい。これだけのスペースを使うのであれば、凡例を色で示さず、一つ一つの棒グラフ上に文字を入れたほうが分かりやすいのではないかと。

学びの連携推進室長 今後はそのような形に変更したい。

(3) 平成27年度「杜の都の学校教育」について

(教育指導課長 報告)

資料に基づき報告

委員 平成27年度に取り組むべき最重要課題として、いじめ・不登校への対応、学力の向上、情報化に対応する教育の充実ということで、具体的に3点掲げられていて、非常に分かりやすくなった。学力の向上という点については、徐々に向上しているし、また不登校への対応も改善措置が講じられているので、このまま継続していただきたい。

一方、情報化教育については、子どもたちが将来生きていく上で必須のスキルだが、一歩間違えると不登校やいじめにつながっていくという問題もあるので、私としてはこの情報化に対する教育の充実に力を入れて取り組んでいただきたいと考えている。報告事項(3)の資料38ページを見ると、教育活動の質の改善のため推進していくとのことであるが、それぞれの子どもたちの最初の段階で教育の一環としてきちんと押さえるべきところは押さえ、基礎的なモラルに関するところをきちんと子どもたちに教えていただきたい。

委員 昨年、仙台市では、全国に先駆けて、スマホを長時間使用すると学力が低下するというデータを示したが、情報化の教育の充実の中に、スマホの使用に関する方針を示しているのか。

堀田次長 東北大学と連携して実施している学習意欲に関するプロジェクトの研究成果として、スマートフォンなどの使用時間と学力との関係において、使えば使うほど学力が下がってしまうという傾向が見られるということが分かったので、昨年、各学校

に通知した。今年度も同様の傾向が見られたので、学校に通知している。

そうしたことについては、「杜の都の学校教育」の中で具体的には取り上げていないが、自分づくり教育の中のたくましく生きる力育成プログラムの中の一つとして取り組む予定にしている。そのプログラムは、子どもたちの自己肯定感、コミュニケーションの能力の不足といったことの課題に対応するために教育委員会が独自にプログラムを作って学校に配付している。その中に、スマホ、インターネットの利用と学力の関係を学び、自分でスマホやパソコンの使い方を自己コントロールする、ルールづくりをするという新しいプログラムを追加し、新年度から取り組む予定である。

また、平成27年度の新規事業として情報モラル教育を実施する予定である。これまでの情報モラル教育は、単発的にインターネットの危険性などを学習させる、あるいは消費生活のトラブルとして一つの事例として取り上げることが多かったが、小学校の低学年から中学校まですべての学年において、情報をどのように活用すべきなのか、またどういうリスクがあるのか、どういうことが人の心を傷つけてしまうのかなど、危険性も含めて発達段階に応じた系統的な学習を進めることにしている。平成27年度は情報モラル教育の指導計画カリキュラムを教員が中心になって作成し、PTAと連携して、家庭との連携による取組みの方策を検討することになっている。具体的な事例の一つとして、スマートフォンやタブレット等の取扱いやルールづくり、またどういう影響があるのかなど検討していくことになる。本市としても系統立った情報モラル教育というものをしっかりと作り、推進していきたい。

大越理事長 なお、報告事項(3)の資料26ページの④家庭での基本的な生活習慣と学習習慣の確立のところに記載している。

委員長 報告事項(3)の資料26ページは確かな学力の育成のところである。同じ資料の19ページの自分づくり教育の推進のところを確認したが、こちらはキャリア教育の比重がかなり高く、そういう意味では少し偏っている気がする。

堀田次長 情報モラル教育については、教育指導課が主担当だが、インターネットの使用による学力への影響については学びの連携推進室、またインターネットによるいじめ問題については教育相談課、保護者との連携については生涯学習課も関わりがあり、この事業については、教育委員会の中でも横断的に連携して推進していきたい。

委員長 スマートフォン等の取扱いについて、「杜の都の学校教育」の中に順次取り入れていくという考えはあるのか。研究段階であり、そうした検討まで進んでいないかもしれないが、やはりこの重点施策の中に入っていないと、なかなか進めにくいのではないか。まだ東北大学との共同研究段階であり、十分位置づけられていないところもあるが、いずれ早い段階で位置づけて、柱の一つにきちんと組み込んだほうがより分かりやすい。

委員 非常に興味深いのは、勉強しても、4時間以上スマホ等を使用している人は成績が下がるということが言われている。自分が勉強したことは寝ている間に整理されるが、寝る前にスマホを使用してしまうと、実際勉強したことが整理されなくなって記憶に残らないということである。そうしたことをきちんと調べていただいて、マスコミ等に公表すれば、かなり効果があるのではないか。理屈がまだはっきりしてないところがあるので、早く解明していただきたい。

堀田次長 仙台市が行っている標準学力検査と生活学習状況調査を関連付けて、東北大学と連携していろいろな研究を行っている。現在、スマホや携帯電話の使用時間と学力検査の関係を研究しているところであり、スマホや携帯電話をどういう使い方をしているのか、あるいはどの時間帯に使っているのかという細かい設問までは設けていない。どういう使い方すると、学力にどう影響があるのかなどの分析は今後行うことになる。平成27年度から、子どもたちに自ら考えてもらう授業プログラムを

始めるので、その中で子どもたち自身が自分で気づいて改善していくこともあると考えている。そうした取組みを通して、仙台市の一つの教育モデルとして情報モラル教育という柱を建てて、全校で取り組めるように進めていきたい。

委員 先ほど報告していただいた報告事項(2)の資料325ページの指導改善の方策として、保護者や教員を対象とした情報モラルについて研修会や講演会を企画すると記載されているが、大人も一緒に学ぶ機会を増やしていくと打ち出していることは非常に大事なことである。子どもたちの気づきももちろん大切であるが、子どもたちがスマホを持っているということは、保護者が持たせているということである。情報モラル教育の研究委員会の委員にPTAの方も委員になるということなので、保護者からも発信するという点にも重点を置いて、ぜひPTAを活用し、周知していただきたい。

委員長 報告事項(3)の資料の54ページ以降に各課の事業紹介があり、62ページに仙台市天文台から生涯学習支援センターまでいくつか社会教育施設の取組みが紹介されている。この冊子は「杜の都の学校教育」というテーマの冊子なので、博物館や科学館、天文台の部分については、学校教育との結びつきの部分をもう少し重点的に詳しく取り上げたほうがよい。

(4) 市議会報告について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

委員 報告事項(4)の資料12ページの校務支援システムについて、今後導入していくとのことである。システムのセキュリティについては、もちろん万全な対策をとると思うが、個人情報の持ち出しなどに対して、どのような対応をしていく予定なのか。

堀田次長 現在、学校現場では、教員はパソコンを1人で1台使用している状況である。従前特に問題だったのが、個人所有のUSBメモリを持ち込んでコピーをし、自宅で作業をする際に、その中に個人情報が含まれていて、ウイルス感染によって外部に流出するなどの不祥事が発生したので、厳しく対応してきた。現在は、個人所有のUSBメモリについては持ち込みを禁止し、教育委員会が購入したUSBメモリを学校に貸与して、セキュリティの高い体制のもとで業務を行っている。また、個人情報をやむを得ず自宅に持ち帰って仕事をする場合には、必要最小限のものとし、なおかつ校長の許可を得るというルールを決めている。

校務支援システムについては、学校で名簿を作成したり、成績をつけたりするものについて、今までは一つのものを作って、それを転記するなどして作っていたものを、システム化することによって効率的に作る、また転記ミスを防ぐということで全小中学校への導入を目指している。当然、セキュリティの問題等についても、しっかりと取り組んでいきたい。

委員長 システムそのものは各学校で完結するシステムになっているのか。メインのサーバーを教育委員会が保有し、それを各学校が共有して使う方式になるのか。

堀田次長 現在考えているのは、委託した企業のセンターサーバーにデータを保存するというものである。災害が発生した場合においても、セキュリティ対策も含めた対応ができるようにしていきたい。

委員長 センターサーバーは効率がいいのは分かるが、一方で、一挙に情報が流出してしまうことも考えられる。システムのネットワークが広がるほど、セキュリティのほころびがどこから出るのか分からないので、かなり慎重な取り扱いをしなけ

ればならない。

堀田次長 校務支援システムについては、ほとんどの政令市ですでに導入している。全国的にも、教員の多忙化解消の観点から、また生徒指導に関する情報などの共有化ということも含めて導入が進められている。政令市の中では仙台市は後発の後発と言ってもいい状態である。他都市の状況も調査し、セキュリティの問題等についても各政令市でしっかり対応できているので、後発の利を生かし、しっかりとしたセキュリティのものを導入したいと考えている。

委員長 報告事項（４）の資料６ページのフリースクールについて、国はフリースクールに対する支援も考えているということである。現在、仙台市には、出席扱いと認めているフリースクールが２つあるが、今後、そうした施設や受け入れのキャパシティは増えると思込んでいるのか。

堀田次長 仙台市としては、不登校の子どもたちについては適応指導センターや杜のひろばを設けて、相談を受ける体制を整えている。学校で相談を受けた場合も含め、杜のひろばを紹介しているが、中には、杜のひろばにも行けないという子どももいて、そうした子どもたちの中には民間のフリースクールに通っている子どももいる。最近、国や自治体の中には、不登校の子どもたちの受け皿としてフリースクールの存在を認めていく、活用していくということを考えてもいいのではないかという動きがある。

フリースクールの中でも、その子どもが在籍する学校と連絡がとれていること、一定の計画に基づいて指導ができていくことなどの要件を満たしている場合には、指導要録上の出席扱いとして認めてもよいという通知が文部科学省から発出されたため、本市においても弾力的に運用することとし、２つの施設が要件を満たしていたので認定した。さらにフリースクールを推進していくかどうかについては、現在文部科学省においてフリースクールの今後の支援について検討会議を設置し、検討しているところである。現状としては、仙台市単独でこれ以上フリースクールについて支援するということについては、なかなか難しい問題もあるので、まずは国の動きを見た上で、今後検討していきたい。

大越理事 本市の児遊の杜の所長が、その検討会議の委員になっており、逐次情報は入ってくる。

委員長 不登校の児童生徒に対しては、多様な対応があったほうがいいというのはそのとおりだが、一方で、市の教育委員会としての自立的な動きが重要で、杜のひろばという施設があり、安易にフリースクールに通うことを推進するようになるのはどうなのか疑問がある。ただ、フリースクールでなければ行けないという子どもがいるのであれば、フリースクールについても目配りをしていかなければならない。ただ、あまりにもいろいろなケースが出てくると、教育委員会ですべて把握するのは難しくなるので、今後いろいろ検討していただき、杜のひろばとフリースクールがうまく両立するような道を探っていただきたい。

そのほか、教育委員会制度改正について多くのご質問があったようだが、総合教育会議において議論していくことになるので、今後試行錯誤しながら進めていくことになる。

５ 付 議 事 項

第４３号議案 博物館の登録等に関する規則の制定について

（生涯学習課長 説明）

委員 長 すでに登録されている博物館があるが、それらの施設に対する確認作業等の業務は発生するのか。

生涯学習課長 現在登録されている博物館は、仙台市博物館をはじめ市内に5館ある。すでに登録されている博物館の登録事項について、変更等があった場合の届出についての確認作業は仙台市教育委員会の業務となる。

委員 長 登録した事項に変更等がない限りは、県から文書を引き継いで、その文書の管理が変わるだけなのか。

生涯学習課長 そのとおりである。

委員 長 この規則の公布は、何日になる予定か。

生涯学習課長 本日決定をいただければ、週明けの3月30日あるいは31日に公布し、4月1日施行になる。

原案のとおり決定

第44号議案 社会教育施設の開館日の変更に伴う規則の一部改正について

1. 仙台市市民センター条例施行規則の一部改正について
2. 仙台市図書館条例施行規則の一部改正について
3. 仙台市博物館条例施行規則の一部改正について
4. 仙台市歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について
5. 仙台市先史遺跡保存活用施設条例施行規則の一部改正について
6. 仙台市科学館条例施行規則の一部改正について

(生涯学習課長 説明)

委員 長 今回規則改正することになる施設は、いずれも現状は臨時で開館しているのか。

生涯学習課長 最も早い施設では平成20年頃から臨時開館という形で開館しており、いずれの施設も現状は臨時開館している。今回規則を改正して定例化している臨時開館を通常の開館とするものである。

委員 長 規則の改正にあたって、新たな人的配置は特に必要ないのか。

生涯学習課長 現状でも臨時開館しているので、業務が大きく変わるものではないと考えている。

原案のとおり決定

第45号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規程の制定及び廃止並びに規則及び規程の一部改正について

1. 教育長の職務に専念する義務の免除に関する規程の制定について
2. 教育長の退職手当の調整額に関する規程の廃止について

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

第45号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規程の制定及び廃止並びに規則及び規程の一部改正について

3. 教育委員会会議規則の一部改正について
4. 仙台市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について

(総務課長 説明)

- 委員 会議録については、議事録に変更するということが、これまで公表していた会議録を議事録に改めて、今後も公表するということがよいか。
- 総務課長 地方教育行政法の改正に伴い、教育委員会の議事録については公表するよう努めなければならないと規定された。法律の条文に議事録という文言が用いられており、内容は変わらないが、法律の文言に合わせて規則の規定を整理するものである。
- 委員 今後作成し、公表するものは会議録と同等のものと理解してよいか。
- 総務課長 そのとおりである。
- 委員 第45号議案の別紙3の6ページの第5条について、「出席委員」と「出席者」の違いがよく分からないので、説明していただきたい。
- 総務企画部長 現行法では、教育長も教育委員会の委員であるが、4月1日施行の改正地方教育行政法に基づく制度では、教育長は委員ではなく、教育長という立場で教育委員会に参画することになる。したがって、現行規定の「出席委員の3分の2」とすると、教育長を含まないことになる。よって、「出席者」と言う場合には教育長を含めてという意味になる。
- 委員長 そうすると秘密会とする場合、「出席委員の3分の2以上」と「出席者の3分の2以上」とでは、意味が少し変わる。「出席者」は教育長を含めた人数なので、母数は最大では7人となる。

原案のとおり決定

第45号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規程の制定及び廃止並びに規則及び規程の一部改正について
5. 教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について
6. 教育委員会事務分掌規則の一部改正について

(総務課長 説明)

- 委員 第45号議案の別紙6について、第6条第1項の「教育局の長は、教育長とする」という規定が削除されているが、教育局の長は存在しないということになるのか。
- 総務課長 文部科学省に確認したところ、教育長は教育委員会の補助機関ではなくなるので、補助機関である事務局の長としては位置づけられないとのことである。事務局の長として位置づけられないものの、事務局を統括し管理執行するという機能は教育長が有するというのが文部科学省の見解である。したがって、明確には位置づけられないが、実質的な長の機能は、新教育長が持つものと認識している。
- 委員 本来ならば局長が長になるが、そうすることはできないということか。統括者として教育長がいて、実態としては教育長が教育委員会の長であると理解してよいか。
- 総務課長 そのとおりである。自治体によっては、自治体の判断で、教育局の事務局のトップとして、事務局を統括する教育長を補佐するような職を置くということはある得る。

原案のとおり決定

第45号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規程の制定及び廃止並びに規則及び規程の一部改正について
7. 教育委員会公告式規則の一部改正について
8. 仙台市教育委員会公印規則の一部改正について

(総務課長 説明)

- 委員 第45号議案の別紙8について、これまでは教育委員長の職務代理者であったが、新制度では教育長の職務代理者になる。この代理者は、教育委員の中から選ばなければならないが、教育長が欠けたとき、教育長が決裁すべきものを職務代理者が行うのか、あるいは理事ないし次長が行うのか。
- 総務課長 あらかじめ教育長が専決事項として処理することになっている事務については、職務代理者が教育長に代わって専決することになる。
- 委員 各学校において校長が欠けたため、教頭あるいは副校長が代理する場合においては、学校長印を使用することになっているが、各学校での校長と教頭、副校長との関係と教育委員会における教育長と理事との関係は、同じと考えてよいか。
- 総務課長 教育委員会の議決事項や教育長の専決等については、教育長への事務委任等に関する規則に規定している。第45号議案の別紙8で規定しているのは、公印のあり方についてである。これまで、職務代理者がは職務代理者印を使っていたが、それを職務を代理する前の教育長や校長の公印を使うという規則改正である。
- 委員長 第45号議案の別紙7について、改正後の第2条第1項は「教育委員会規則は、教育委員会の会議で議決された日又は教育長が専決をした日から20日以内に交付するもの」となっているが、現行規定は「教育委員会の会議で議決された日から」のみとなっている。改正後の規定からすると、教育委員会の規則は、教育委員会の会議で議決されるものと、教育長が専決するものがあると理解してよいか。
- 総務課長 そのとおりである。

原案のとおり決定

第45号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規程の制定及び廃止並びに規則及び規程の一部改正について
9. 仙台市教育委員会職員倫理規程の一部改正について

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

第46号議案 小学校および中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(学事課長 説明)

- 委員 通学区域が追加されるのは分かるが、地名が削除されているのは、その地名がなくなったということか。
- 学事課長 東六郷小学校の通学区域を削除しているが、その地域はすべて六郷小学校の通学区域に加わる形になる。
- 委員長 字名が違う地域で東六郷小学校と六郷小学校の通学区域にそれぞれ分かれていたが、すべて六郷小学校の通学区域になるので、字名の表記は必要なくなったということか。

学校職員だけが対象で、「非常勤を除く」という除外規定がある。改正後は、教育委員会事務局等も含めた全体を対象として「一般職の職員」という表現になっているが、この中には非常勤職員も含むのか。

総務課長

基本的に懲戒処分という制度があるのは地方公務員法で規定する一般職なので、「一般職の職員」と規定している。非常勤職員には、例えば再任用職員で短時間勤務をしている職員もおり、こうした職員も一般職に位置づけられるので、短時間勤務も含めて非常勤職員も対象になる。

大越理事

平成18年までは、市長部局においても教育委員会においても懲戒処分基準がなく、それまでの前例を運用して、ケースバイケースで処分を行ってきた。しかしながら、平成16年、17年頃、残念ながら教育委員会で不祥事が多発したので処分基準制定の必要性が高まり、全国の事例を参考にしながら平成18年に学校職員の懲戒処分の基準を制定した。

ただ、市長部局においては基準を制定していなかったため、教育委員会の事務局職員については市長部局と同様に制定しないままとなっていた。しかしながら、今年度、特に昨年、市長部局において不祥事が多発し、議会等でも、教育委員会には懲戒処分基準があるのに、なぜ市長部局にはないのかと質問されたこともあり、市長部局で検討してきた結果、今回、制定することになった。そうしたこともあり、学校以外の教育委員会の職員についても制定する必要があるということで、処分基準の改正を行い、名称も変更するものである。

委員

第48号議案の15ページにある改正後の懲戒処分基準について、表紙に最初に制定した日である「平成18年2月3日」と記載されているが、これはあえて削除しないでそのまま残しているのか。

総務課長

今回は改正であり、基準や要綱等の見出しには最初に制定した日付を記載することになっている。

委員

私はこの資料を見た時に、改正前の資料かと思った。もし可能であれば、平成18年制定などの文言を入れていただいたほうがいいと思う。

委員長

附則には記載されているが、表紙を見た時に分かりにくい。

大越理事

条例も含めてすべて、最初に制定した時の日付を記載することになっている。

委員長

今回の改正で、従来、学校職員だけであったのが、教育局の職員全体に及ぶことになる。そして、市長部局も教育局も同じ基準になる。

大越理事

教育局の量定が厳しいものがあるので、厳密に言えば、概ね同じ基準である。

原案のとおり決定

第49号議案 臨時代理に関する件について（秘密会）

（職員の人事に関する事項について（職員の人事異動について））

（総務課長 報告）

原案のとおり承認

第50号議案 教育長の退職手当について（秘密会）

（委員長 提案）

原案のとおり決定

6 閉 会 午後4時35分